

市民が真ん中検討委員会について

- ・徳永市長マニフェスト「「ハコ物」や大規模事業を決める前に市民の意見を聴くことを義務づける市民参画条例(仮称)の制定」の実現のために設置
- 市民と行政が一緒になって地域課題の解決を進めていくために、今までの取組の見直しや、「市民参画」の具体的な方法等について調査・検討・審議する。
- 月1回程度の頻度で開催し、令和4年度中に一定の結論を得ることを目標とする。



委員会で検討する事項 (案)

1. 現状把握(現在の市民参画の手法、課題)

- 第一回
- 2.目的(制度を作る目的、どのような形にするか)
- 3. 市民参画の基本原則(今治市としての方針、原則)
- 4. 「市民」の範囲、定義(住所、年齢、性別、国籍、他)
- 5. 「市の機関(行政)」の定義(役割、責務)
- 6. 市民参画の対象(対象となる行政活動の種類や範囲)
- 7. 市民参画の手段(市民参画の方法や期間)
- 8. その他、必要な事項
 - ※ 順序は議論の内容によって変更・前後することがあります。